令和２年第４回定例会

三　沢　市　議　会　会　議　録

第２号（令和２年１２月３日）

◎議事日程

第１　市政に対する一般質問

◎本日の会議に付した事件

第１　市政に対する一般質問

◎出席議員（１８名）

議長	１番	小比類巻　雅　彦　君
副議長	１２番	瀬　崎　雅　弘　君
	２番	久保田　隆　二　君
	３番	舩　見　昌　功　君
	４番	小比類巻　孝　幸　君
	５番	田　嶋　孝　安　君
	６番	遠　藤　泰　子　君
	７番	下　山　光　義　君
	８番	佐々木　卓　也　君
	９番	奥　本　菜保巳　君
	１０番	澤　口　正　義　君
	１１番	加　澤　　明　君
	１３番	西　村　盛　男　君
	１４番	春　日　洋　子　君
	１５番	堀　　光　雄　君
	１６番	馬　場　騎　一　君
	１７番	堤　　喜一郎　君
	１８番	森　　三　郎　君

◎欠席議員（０名）

◎説明のため出席した者（１５名）

市長	小檜山　吉　紀　君
副市長	米　田　光一郎　君
政策部長	佐々木　　亮　君
総務部長	田面木　るり子　君
財務部長	山　﨑　　徹　君
市民生活部長	工　藤　雅　則　君
経済部長 兼新型コロナウイルス感染症対策支援室長	関　　敏　徳　君
建設部長	澤　田　　潤　君
上下水道部長	新　堂　宏　一　君
福祉部参事 兼福祉部長心得 兼生活福祉課長	篠　田　浩　一　君
秘書課長	田　中　　浩　君
三沢病院事務局長	市　川　淳　悦　君
消防長	山　本　剛　志　君
教育長	冨　田　　敦　君
教育部長	小　泉　厚　子　君

◎職務のため出席した職員

事務局長	村　井　拓　司　君
庶務係長	織　笠　信　吾　君
主査	川　嶋　貴　彬　君
主査	浪　岡　光　平　君

午前１０時００分　開議

○議長（小比類巻雅彦君）　おはようございます。

出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第２号をもって進めます。

◎日程第１　市政に対する一般質問

○議長（小比類巻雅彦君）　日程第１　市政に対する一般質問を行います。

西村盛男議員の登壇を願います。

西村議員。

○１３番（西村盛男君）　おはようございます。

１３番、かがやきの西村盛男でございます。早速ではございますが、通告に従いまして市政に対する一般質問をさせていただきます。

まずは、１点目の政治姿勢問題についてお伺いをいたします。

現在、世界規模で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の感染者数は、世界全体で約６，４００万人に迫っており、日本国内においても１５万人を超えるなど、この未曽有の国難と言える事態がいつ収束するのか、いまだ先行き不透明な状況にあります。

また、我々の住まう青森県内におきましても、先般、大規模なクラスターが発生したことは記憶に新しいところでございますが、当市でも、いつ何どきそのような状況に直面するかは予測不可能であることから、市民生活や経済活動等への影響を懸念する声が多くの市民から寄せられております。

このような先行き不透明な状況下において、何よりも市民の生命、財産を守ることを第一義としながら、当面はコロナと共生していく中で、感染防止の徹底と社会経済活動の維持、この両立を図りながらも、しっかりとアフターコロナ、ポストコロナを見据えた市政運営が求められていると考えます。

また、先般、公表されました令和３年度予算編成方針によりますと、今後の当市の財政見通しは、新型コロナウイルス感染症対策に関わる財政支出や、老朽化に伴う公共施設の大規模改修、さらには社会保障施策に要する経費の増加など、様々な財政需要が見込まれる一方、歳入におきましては、感染症の影響により、市税等の一般財源の減収が予想されているところであります。

参考までに、県内他自治体に目を移しますと、むつ市では、２０２１年度の市税収入見込額が、本年度と比較し約１１億円の減収、また、青森市では約２０億円の減収が見込まれることが示されるなど、今後の自治体の運営に当たっては、非常に難しいかじ取りが要求されるものと認識しております。

このような状況において、小檜山市長におかれましては、今回、２度目の新年度予算編成に臨まれるわけでございますが、第二次三沢市総合振興計画の基本理念であります「未来へつなぐ　心安らぐ　国際文化都市」実現に向けて、「子どもからお年寄りまでの生活を守る」以下１０の政策を着実に推進すると同時に、持続可能な地方財政運営が求められている今、ぜひとも市長にはさらなるリーダーシップを発揮していただきながら、この誰もが経験したことのない時代、難局を乗り切るためにも、前例主義ではなく、柔軟な発想と決断力を持って市政運営に当たっていただきたいと御期待申し上げるところでございます。

そこで、質問でございますが、市長はどのようなお考えの下、新年度予算編成に臨まれるのかお伺いをいたします。

次に、２点目の少人数学級への転換についてお伺いいたします。

先般発表されました文部科学省の令和３年度予算案の概算要求において、義務教育標準法に基づく学級編制標準の引下げを含めた少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備の検討、これが明記をされ、公立小中学校における少人数学級の実現に向けて、その動

向が注目されているところであります。

これまでも、国におきましては、教育再生実行会議をはじめ、様々な場において議論されてきた問題であり、全国知事会、市長会などの地方三団体からも早期実現を求める緊急提言が文部科学大臣へ提出されたことや、国に少人数学級の実現を求める意見書が多くの地方議会においても採択されていることからも、その必要性、重要性を強く認識しているところであります。

御承知のとおり、現在、公立小学校の学級編制の基準は、義務教育標準法に定められており、１学級の児童生徒数の上限は、２０１１年度より小学１年生のみ３５人に引き下げられたものの、小学２年生から中学３年生については上限が４０人のまま、現在に至るまで４０年間据置きとなっております。

これに加え、青森県におきましては、独自の施策として打ち出された「あおもりっ子育みプラン２１」により、小学１年生から４年生及び中学校１年生に関しましては、１学級の児童生徒数の上限を３３名とする弾力的な学級編制が実施されているところであります。

文部科学省が進めようとしている少人数学級は、この１クラスの上限人数を３０名程度まで引き下げ、児童生徒一人一人に目の行き届くきめ細かな指導体制を実現することにより、個に応じた学習指導の実現や不登校、問題行動の早期対応につながる点をメリットとして挙げており、併せて教職員定数の改善を段階的に実施していくことで、教職員の負担軽減等にもつながるものとしております。

さらには、今般の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえれば、教室内における身体的距離の確保などの観点からも、次なる感染症等の緊急時にあっても、子供たちが安全で安心な環境の中で教育を受けられる体制、これを整備することが喫緊の課題であると考えます。

当市においては、地域間で児童生徒数に差があるものの、市内全小中学校の中で１クラス３１名以上が在籍している割合は約２５％となっており、割合的には少ないものの、仮に少人数学級が実現された際には、様々な対応が必要となる可能性も考えられます。

言うまでもなく、少人数学級の実現、推進に当たっては、国の裁量となる部分が大きいことは十分承知しておりますが、教育現場や御父兄の方々からも少人数学級実現を求める声が届いているところであり、この機運が高まっている今、地方からもより強力に声を上げる必要性を感じていることから、まずはこの少人数学級への転換について市はどのような認識をお持ちなのか、御見解をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小比類巻雅彦君）　ただいまの西村盛男議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　おはようございます。

ただいまの西村議員御質問の政治姿勢について、どのような考えで令和３年度当初予算編成に当たるのかについては私から、少人数学級への転換につきましては教育長からお答えをさせますので、御了承願います。

当市の財政状況は、扶助費をはじめとする社会保障関連経費や公共施設の大規模改修経費などの財政需要の増加が見込まれていることに加え、歳入面においては、新型コロナウイルス感染症の影響による市税などの一般財源の大幅な落ち込みが懸念されるなど、今後の財政状況は厳しさを増していくことが想定され、これまで以上に将来を見据えた堅実な財政運営が必要となっております。

このような状況の中、令和３年度の予算編成の基本的な考えとして、歳入については、国の概算要求や制度の新設及び変更などを注視するとともに、経済動向等、先行きの不透明な部分については、適正な情報及び財源の捕捉に努め、過大・過小な見積りとならない

こととしているところであります。

一方、歳出においては、厳しい財政状況下であっても、市民サービスの質は低下させず、限られた財源の中で最大限の効果が達成できるよう、行財政改革の推進による各事業の検証、見直し等の徹底、またＩＣＴなどの導入や推進を図る方針としております。

さらに、子育て支援や教育環境の充実などの施策を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の動向とその影響を見極めつつ、市民生活の安心に努め、市内経済の維持・再建にも取り組んでまいります。

これらを踏まえ、第二次三沢市総合振興計画の基本理念「未来へつなぐ　心安らぐ　国際文化都市」の実現のため、１０の政策を効率的・効果的に推進するとともに、将来にわたり持続可能な行財政運営が図られるよう予算編成してまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

○議長（小比類巻雅彦君）　教育長。

○教育長（冨田　敦君）　少人数学級への転換についてお答えをいたします。

１学級の児童または生徒の数に関しましては、先ほど西村議員お話しのとおり、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で定められており、当市の小中学校もこの制度を基準に、小学校１年生を除き１学級４０人の学級編制を行っております。これにより、学年の人数が４０人までが１学級となり、４１人になると２学級となりますが、学年の人数の関係で１学級の人数が４０人近くなることもあり、課題を抱えた子への指導等に苦慮することもあります。

そこで当市では、法律が定める基準に則して配置された教職員のほかに当市独自に学校教育支援員等を採用し、児童生徒へのきめ細かな支援を行っております。

今年度は学校教育支援員６０名、学校司書３名、教育相談員等１３名、英語コーディネーター１名、部活動指導員５名を各学校の実情に応じて配置しております。さらに、三沢版コミュニティ・スクール事業として、登下校の見守りや学校図書館の整備、クラブ活動への支援など、教育活動の充実のため、昨年度は延べ１万２，４５７人の地域の方々の支援をいただいております。

このように、大人の目や手を多数学校に加えることによって、困り感を持った子に対する丁寧な指導を行うことができるよう努めているところであります。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の対策に関しては、身体的距離を確保することが難しい学級を抱える学校に対し、児童生徒の人数を少人数に分けさせるなど、感染症のリスクの軽減に努めているところであります。

御質問の少人数学級実現に向けての当市の考えは、冒頭に述べましたとおり国の制度と大きく関わることであり、一教育委員会の工夫や努力で賄うことは限定的であると捉えております。

教育委員会といたしましては、喫緊の課題であるという認識を持ち、これまでも県教育長会や校長会と連携し、要望活動を積極的に進め、国に対し法律の改正等を求め続けてまいりました。今後も少人数学級実現に向けた要望を続けるとともに、当市独自の支援体制をより充実させ、子供たちの学びを保障する指導体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻雅彦君）　西村議員。

○１３番（西村盛男君）　御答弁をいただきました。ありがとうございます。

順番に再質問をさせていただきたいと思いますが、まず先ほど市長から御答弁をいただきましたとおり、非常に今後、市政を運営していく上では非常に難しいかじ取りが要求される今このときだと思います。ぜひとも市長には、予算編成を含め、市民の生活を守るためにしっかりとしたリーダーシップを発揮しながら頑張っていただきたいと期待をしているところでございます。

私、先ほど質問の中でも触れさせていただ

きましたけれども、やはり今、何と言ってもコロナの対策、それと同時に経済を回すということ、そしてさらには財政の健全化も図っていかなければいけない。まさに二兎を追うだけではなく、三兎を追わなければいけないと、非常に厳しい状況だと認識しております。

そしてまた、これも質問で触れましたけれども、青森市、そしてむつ市では、それぞれ数十億の税収減が予想されているということを報道等で目にいたしました。

両市ともに、その減収分は地方交付税や減収を補填するための国からの交付金、また、マイナスシーリング等を用いて補填していくというところでございますけれども、非常にやはりダメージというものはあるわけでありまして、１００％補えるものではないと思っております。

そういった中でも、両市はしっかりとアフターコロナ、ポストコロナでのまちづくりをしっかりと見据えて、新規事業枠もしっかりと確保していくということも述べられております。

そういった中で、予算編成に市長は当たられるわけですけれども、やはりある程度の、どれだけコロナからのダメージがこの三沢市にあるのかということをある程度想定して予算編成に当たる必要があると私は思います。そういった意味では、市税などの一般財源の減収が予想されることについて、今これから、今まさに予算編成に当たられているわけで、予算が編成されるのは先の話ではございますけれども、現時点で明確な数字を示せるかは分かりませんが、分かる範囲で結構ですので、果たしてどれほど三沢市はダメージを受けるのか、どれくらい市税収入等が落ち込むのか、その想定を把握しておられるならばお伺いをいたしたいと思います。

○議長（小比類巻雅彦君）　答弁願います。

財務部長。

○財務部長（山﨑　徹君）　再質問にお答えいたします。

新年度当初予算、まさに今お話しありましたように、これから編成作業を進めてまいります。今現在の試算ということでお話しさせていただきたいと思います。

まず、市税についてでありますが、個人あるいは法人の所得減少がございます。これによって、市民税の減少があります。これに加えて、新たに新型コロナウイルスの経済対策ということで、国のほうで中小事業者支援のために事業用固定資産税、主に償却資産になると思いますけれども、この軽減措置が行われることになっております。

そういったことから、市税全体では、対前年度約２億５，０００万円の減収を今現在見込んでおり、少なからず今後の予算編成に影響を与えるものと思っております。

一方、地方交付税につきましても、コロナの影響で交付税の原資となります国の税収、これも減少しますから、総務省概算要求の減少率、対前年度マイナス２．４％ということで公表になっております。これを加味するとともに、地方譲与税などにつきましても、コロナの影響による減収というのを推計しておく必要があると思っております。

なお、お話しございましたように、減収分を補填する国の財政措置にも今注視しているところです。

以上でございます。

○議長（小比類巻雅彦君）　西村議員。

○１３番（西村盛男君）　ありがとうございました。

再々質問でございますけれども、先ほど御答弁をいただきました。やはり市税等につきましては２．５億円、また、そのほかにも様々な要因が考えられるという御答弁をいただきました。割合としては先ほど申し上げた両市よりは低いのかもしれませんけれども、やはり公務員としてお勤めになっている方が多いとか、様々な要因があるかとは思いますけれども、やはりそういった中でも少なからず三沢市にもコロナからの影響が来年度の当初予算編成作業を進めるに当たりあるという

ことは理解いたしました。

そういった中で、市長は、質問でも申し上げましたとおり、前例主義ではなく、この厳しい状況にあっても新しいことに挑戦する一つのターニングポイントと捉えていただきながら、この三沢市を引っ張っていっていただきたいと思うわけであります。

昨年の市長選では、市長はマニフェスト等も出されておりますが、そういったものとの兼ね合いもあるかと思いますけれども、先ほど御答弁があった厳しい状況において、現時点で結構でございます。御自身のお考えで、特に力を入れたいと考える重点施策、事業等がありましたらお伺いをいたしたいと思います。

○議長（小比類巻雅彦君）　答弁願います。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　重点的には、言うまでもなく、これは市民の命を守るということが最優先になるわけですけれども、新型コロナウイルスの影響で厳しい財政状況ではあるが、そのような状況の中でも私のマニフェストを市民の皆様とともに実現しながら市政運営に努めていきたいと、かように考えているわけでございます。

その中でも特にというか、順列をつけるわけでもありませんけれども、優先的に予算措置をして実施していかなければならないと考えているのは、先ほどの答弁でも申し上げました子育て支援や教育環境の充実はもちろんのこと、コロナ禍におけるテレワークの普及や様々な分野でのデータ利活用のため、ＩＣＴタウンの推進として、今年度に引き続き、公共施設のＷｉ－Ｆｉ環境はすぐに整備していかなければならないと考えている。

また、三沢－羽田便がトライアル運航ではあるが、４便化と増便になったが、当市の大空のまちを生かした地域力の向上のため、この４便化を継続させていくための各種施策に取り組んでいく。

さらには、新型コロナウイルス感染拡大の状況を判断しながらではあるが、三沢空港を利用したチャーター便事業にも取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（小比類巻雅彦君）　西村議員。

○１３番（西村盛男君）　それでは、２点目の少人数学級への転換について再質問をさせていただきます。

こちらにつきましても、先ほど御答弁をいただきました。ありがとうございました。

先ほど、質問の中でも触れさせていただきましたし、御答弁の中にもありましたとおり、やはりこの問題は国の裁量による部分が往々にしてありまして、しかしながら、やはりメリット、現場の声、父兄の方々の声等を聞いていると、やはり地方からもより強力にこれは声を上げていかなければならないなと私は個人的に思っておりまして、そしてまた、その導入に当たっては、もちろん国の予算・責任の下、これはしっかりと進めていただかなくてはいけませんし、それに併せて、ある程度のこれは権限を、これは自治体に持たせていただきたいということも併せて、様々な場面でぜひともアプローチをしていって、さらに強力にアプローチをしていっていただきたい。ひとつこれはお願いでございます。

そして、先ほど御答弁をいただきましたけれども、これは進めるに当たっては、それぞれ地域ごとの実情が異なると思います。三沢市においても、非常に１クラスの人数の少ない学校もありますし、かといって３０名を現状で超えている、４０名近いクラスが編制されている学校もございます。併せて、今、まさに検討されている学校規模の適正化に関わる議論、これもこの先のことを考えれば関係してくる問題であると私は思っております。

そういった中で、先般、青森県議会では、この少人数学級の推進と教職員定数改善、これを求める意見書案が提出されたところではございますけれども、残念ながら否決をされてしまいました。まだ青森県内自治体では、この意見書が採択されたところはないと記憶

しておりますけれども、何としても国の動きを、動向を注視しながらとはなりますけれども、ぜひともこの少人数学級が実現することを私は願っております。

そこで、教育長にお伺いしたいと思うわけですけれども、この少人数学級の転換という問題に対しまして、その効果、メリット、また、導入が実現した際の課題、そのようなものをどう捉えておられるのか、お考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（小比類巻雅彦君）　答弁願います。

教育長。

○教育長（冨田　敦君）　西村議員の再質問にお答えをいたします。

少人数学級実現のいわゆる利点・メリット、それから課題・デメリットについてでございますが、まず主な利点・メリットといたしましては、先ほど答弁または西村議員の御質問の中にもございましたが、一番大きなものは、教員の目が子供たち一人一人に届きやすくなり、学習面や生活面でよりきめ細かな指導や指導体制が強化をされるということが、もうこの１点に尽きると私は捉えております。

加えて、先ほどの学校規模等の御質問、御意見もございましたが、加えて特に中学校では、学級増に伴い教員が増えることにより、各教科、５教科とか特別の技能教科や芸術教科等あるかと思いますが、教員が増えることにより、各教科の教員がそろったり、多くの部活動を開設することも可能となってくると捉えております。

課題・デメリットとしては、移行する数年間は、首都圏はともかく、青森県をはじめとしていわゆる地方と言われるほうは、教員不足が生じる可能性が懸念されているというところであります。

いずれにいたしましても、現状では少人数学級が実現されると、非常に大きなメリット・効果が見込まれますので、教育委員会といたしましては、その実現に向けて、地方からではありますが、声を大にして国への要望を今後ともしっかりと続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻雅彦君）　以上で、西村盛男議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。

田嶋孝安議員の登壇を願います。

田嶋議員。

○５番（田嶋孝安君）　５番、かがやき田嶋孝安です。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく二つ、市民の森についてと電子入札についてであります。

まずは一つ目として、市民の森についてです。

現在、先行きの見えないコロナ禍に伴い、生活スタイルや社会情勢が大幅に変化してきています。そのような中にしても変わらないのは、私たちの活動資本となる体の健康を維持し、新しい未来に向け、生活持続していかなくてはならないと考えます。

市民が健康でいることは、このまちの活性に不可欠であり、少子高齢化社会に向かっている昨今において、健康寿命の延伸につなげることは、市の財政にも大きく関わることであると考えます。高齢化社会に向けた政策を今から打ち出していくことは、これから先の時代を受け継ぐ子供たちのためにも、未来に向けた投資につながるのではないかと感じます。

併せて、少子化時代の未来を担う子供たちが、このまちで元気に遊び、スポーツなどを通して、友達や仲間とのたくさんの思い出をつくり、過ごすことは、三沢を愛する心につながっていくのではないかと感じます。その子供たちは、学業などで親元の地・三沢を離れ暮らしていても、思い出のある三沢、育った三沢に帰りたいと思えるまちづくりを考えていかなくてはいけないと思います。

三沢市は、平均寿命が全国平均を下回る現状を改善するため、市は早世の減少と健康寿命の延伸を目指す第２次健康みさわ２１計画

を策定し、２０１５年４月２５日に三沢市国際交流教育センターで三沢市健康都市宣言大会が行われました。その冒頭の中で「私たちの願いは、豊かな自然環境のもと、すべての市民が、共に支え合い、健康で助け合うまちの実現です」という内容が述べられております。とても共感する内容です。

そこで、次代を見据える中で、小川原湖に面し、小田内沼や温泉、ゲートボール場、趣味の家、オートキャンプ場、運動場などを有した三沢市民の森は、とても重要性を持っているのではないでしょうか。現在、各指定管理者の下、利用しやすく整備がされており、利用する皆様にとっても期待の高まる場所ではないかと感じます。

また、全国的にも自然に囲まれている場所において、ワーク（労働）、バケーション（休暇）を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でリモートワークを活用しながら、働きながら休暇を取る過ごし方、ワーケーションなど、当市でも期待される場所ではないかと感じる中において、さらなる利用促進に向け、すばらしい自然を有する市民の森を整備していく必要があるのではないかと感じます。

特に、中でも小田内沼南面に面したあずまやなどがある広場や、遊歩道、野球場、総合運動場、テニスコート、多目的芝生広場など、三沢市民の森は、豊かな自然を持った市民の健康増進を図る場所として重要な拠点ではないかと考えます。

また、基地住民の方々の利用も見られる中で、さらに基地住民にも利用しやすくしていく必要性もあると感じます。

そこで４点伺います。

①三沢市民の森の展望について伺います。

②自然を生かした健康増進の拠点として整備する考えがないか伺います。

③多目的芝生広場の活用を増やすため、芝生面を広げる考えがないか伺います。

④基地が隣接しており、基地住民にも利用しやすくする考えはないか伺います。

二つ目として、電子入札についてですが、先ほど質問でも述べましたが、コロナ禍の中、リモートワークや判こレスをはじめとして、生活スタイルが大きく変化する中で、デジタル化なども大きく進もうとしている環境にあります。やれることから進めていくという考えを持ち、時代の変化に対応していくことが必要とされているのではないでしょうか。

青森県では、電子入札について平成１８年９月に制定され、運用しております。三沢市内業者も利用していることから、事務の効率化や時間的制約が解消されることなどを考慮し、電子入札システムの運用も必要ではないかと考えます。

また、今回、この質問に至った経緯の中で、入札室の中ではコロナ対策は取れていると伺いつつも、入札前の待機場所においては密になり、さらには会話ができる点を踏まえ、感染が考えられるのは入札室内ではなく、待機場所になってくるのではないかと心配の声を伺ったことからです。

この質問を機に、対策が取られることを期待しておりますが、デジタル化時代において様々な内容に対して新しい対応を進めることにより、もしロックダウンが起きたときなどにおいても、契約の履行を進めることができるのではないかと感じます。

そこで伺います。

①電子入札を導入する考えがないか伺います。

以上になります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小比類巻雅彦君）　ただいまの田嶋孝安議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　ただいまの田嶋議員の質問の三沢市民の森についての第１点目、三沢市民の森の展望については私から、そのほかにつきましては総務部長及び経済部長からお答えをさせますので、御了承くださ

い。

三沢市民の森については、自然環境を生かした観光、保健体育施設及び教育施設の充実を図り、公共の福祉に増進するため、運動施設関係では昭和５０年に野球場、昭和５２年に陸上ホッケー場、通称多目的芝生広場、昭和５４年にテニスコート及び総合運動場を整備しております。

また、小田内沼周辺においては、遊歩道を整備して、市民の森に生息する貴重な動植物に触れる場として、平成元年にあずまやや藤棚等を設置しております。

現在、市民の森に所在する施設については、整備から４０年以上経過した施設が多くなっていることから、総合運動場を含む市民の森全体について、優先順位を検討し、整備を進めているところであります。

今後におきましても、利用者の声や施設管理者からの意見を聴取し、安全性や利便性を考慮し、整備を実施してまいりたいと考えております。

私からは、以上です。

○議長（小比類巻雅彦君）　経済部長。

○経済部長兼新型コロナウイルス感染症対策支援室長（関　敏徳君）　三沢市民の森についての第２点目、自然を生かした健康増進の拠点として整備する考えがないかについてお答えいたします。

現在、市民の森では、体育施設や教育施設のほかに、遊歩道として六つの散策コースを整備しております。散策コースは、小川原湖に沈む夕日が一望できる全長４４０メーターの夕映えの径、小田内沼の水辺の豊かな生態系を感じることができる全長１，２６０メーターの湖畔の径、秋にはもみじの紅葉を楽しむことができる全長７００メーターの紅葉の径など、多種多様なコースを整備しております。

利用者それぞれの体力や季節に合わせてコースを選ぶことができ、令和元年度においては年間８，０５４人が利用しております。

今後におきましても、安全に散策できるように遊歩道の整備を継続するとともに、市民の皆様の健康増進につながるよう、より一層周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、第３点目、多目的芝生広場の活用内容を増やすため、芝生の面積を広げる考えはないかについてお答えいたします。

通称多目的芝生広場については、昭和５０年、当初は陸上ホッケー場として整備されました。しかしながら、陸上ホッケーの全国大会のルールが芝生から人工芝の使用へと変更されたことにより、現在はサッカーやラグビーの練習、フリスビードッグ公式戦、あるいは休息の場として多目的に活用されております。

現状といたしましては、利用者が重複して利用できないような状況にはないことから、多目的芝生広場の拡張は考えておりませんが、利用状況に応じて検討してまいります。

今後におきましては、まずは利用者が利用しやすい施設となるように、備品整備等を行ってまいりたいと考えております。

次に、第４点目、基地が隣接しており、基地住民にも利用しやすくする考えはないかについてお答えいたします。

現在、市民の森の利用者は、主に日本人となっており、少数ではあるものの米軍関係者の利用もあります。

市といたしましては、三沢市民の公共の福祉を増進するために整備した施設ではありますが、三沢市が掲げる基地との共存共栄の観点から、外国人に対しても特に制限なく利用していただいているところであります。

外国人利用者からの意見として、トイレの洋式化を望む声が届いていることから、市といたしましてもトイレの改修について検討を行っているところであります。

今後におきましては、外国人のみならず、高齢者や子供、障害者等の全ての人が使いやすい施設になるよう、安全性を優先しながら、利便性についても考慮して整備・運営してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻雅彦君）　総務部長。

○総務部長（田面木るり子君）　御質問の第２点目、電子入札についてお答えいたします。

電子入札は、従来の紙による入札案件情報の入手や開札までの一連の行為をパソコンなどの端末を利用し、電子的に入札事務を実施するシステムであり、参加する事業者が入札会場に集まることなく入札を執行することができます。

そのようなことから、事務の効率化や時間的制約の解消に効果があり、特に遠方の事業者に対して有効なシステムであると考えられます。

一方、電子入札は、市と事業者間の通信にインターネットを利用するため、事業者においては高度なセキュリティー対策が必要であり、さらに当市においても対応するシステムを導入する必要があることから、双方において相応の費用や事務的な負担が生ずることとなります。

また、市では、市内中小企業の受注機会の創出に努めているところであり、発注案件の多くが市内事業者向けとなっていることから、入札に参加するための移動時間が短く、事業者の時間的制約は比較的少ないのが現状であります。

しかしながら、今般のコロナ禍のような社会情勢の変化に適宜対応する必要があると考えられることから、御提案の電子入札の導入につきましては、今後求められるデジタル化に向け、有効な入札の実施となるよう調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻雅彦君）　田嶋議員。

○５番（田嶋孝安君）　御答弁、ありがとうございました。

今、最後に御回答いただいた電子入札についてでありますが、本当にこのコロナ禍を考えたときには、非常に行政を止めることなく進めていくという観点からも、必要性が大きくなってくるのではないかなというように感じておりますので、ぜひとも調査・研究しながら、前向きな方向性を持っていっていただければと思います。電子入札に関しては、再質問はありません。

それでは、１点目の市民の森の中で再質問をさせていただきたいと思います。

市民の森の、先ほど御回答をいただきながらも、やはり４０年経過して、そしてまずは細かに修理等などもしながら進めてこられてきているというような状況もあるようでありますが、大きくやはり必要性といいますか、修理といいますか、何か手をかけていかなくてはいけないものが出てきているのではないかというように感じますが、そんな中で、今、この市民の森の施設において、計画的に早急に進めるなり、考えていかなければいけないようなものがあるのであれば、御回答いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（小比類巻雅彦君）　答弁願います。

経済部長。

○経済部長兼新型コロナウイルス感染症対策支援室長（関　敏徳君）　まず先に、先ほどの第３点目の多目的広場、芝生広場の中の回答の中で、芝生広場が昭和５０年に陸上ホッケー場で整備されたと回答いたしましたが、５２年の間違いでしたので、訂正しておわび申し上げます。

それでは、ただいまの再質問の具体的な整備計画についてお答えいたします。

現在、市民の森の施設においては、整備計画を進めているのが、野球場のバックネットの改修でございます。今年度は、バックネットの老朽度調査を実施しておりまして、今後、実施設計、改修工事を進めていきたいなと考えております。

また、先ほど回答の中にもございましたが、管理棟のトイレの洋式化もできれば実施していきたいなと、早めにですね、考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻雅彦君）　田嶋議員。

○５番（田嶋孝安君）　御答弁ありがとうございます。

野球場のバックネットということで、一応調査もされていたということですが、本当に先ほどの御回答の中でもありましたけれども、やはり安全性という面に対して、補いながら市民の皆さんが使っていけるような状態というのをつくっていかなければいけないと思いますので、いろんな場所場所が出てきているようにも感じますので、どうぞ調査を進めながら、そういった内容に関して修繕なりを進めるようにしていただければと思います。再々質問はありません。

２番につきましても、この場所に対しての三沢市の思いというものを感じさせていただきました。本当にこの場所、もったいないな、本当に市民の健康増進につなげられる場所、今、このコロナ禍だからこそ、ストレス社会が増える中でも重要性がある場所なのではないかというように感じます。ぜひともこの場所をいい形に持っていきながら、整備のほうを進めていただければと思います。２番については、再質問はありません。

３番につきましてですが、その前に４番につきましても、私が市民ではなくて基地住民の方が利用している姿を見ながらも、あそこの場所って、何か国際交流という部分では南山もありますが、しかしながら、あそこの市民の森についても、国際交流の場としても使える場所なのではないかというように感じますので、ぜひとも使いやすい状況に持っていっていただければと思います。４番も再質問はありません。

３番につきましてであります。本当に備品等の整備というお話もいただきました。また、芝生を広げるに当たって、やはりその利用がなければ広げる内容ではない、そのようにも確かに感じます。ただ、備品のお話をいただいている中にしても、例えば聞いている中でいくと、サッカーゴールはある、ただ、サッカーゴールはあるにしても、大人向けのサッカーゴールはあったとしても、小学生などが使う小さなサッカーゴールはない。そんなようなことなどを伺う中にしても、やはりあのきれいに整備された芝生を使って子供たちに思い切りスポーツを楽しんでもらいたい、そんなようなことを感じます。

そんな中にして、備品の整備ということも挙げていただいてはおりますが、そういった子供たちに向けた備品を増やすということに関して考えがあるかにつきまして再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小比類巻雅彦君）　答弁願います。

経済部長。

○経済部長兼新型コロナウイルス感染症対策支援室長（関　敏徳君）　ただいまの備品整備についての再質問についてお答えいたします。

現在予定している備品については、利用者から、先ほど議員のほうからもお話がありましたが、要望が多いサッカーゴール、それらの購入を現在検討しておりまして、大人用、子供用、両方を考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻雅彦君）　以上で、田嶋孝安議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。舩見昌功議員の登壇を願います。

舩見議員。

○３番（舩見昌功君）　３番、市民クラブの舩見昌功でございます。通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

ＬＧＢＴＱ、いわゆる性的マイノリティーとされる方々への理解と支援についてお伺いいたします。

近年、国内外を問わず、企業の雇用や政策の分野で、ダイバーシティーや多様性という言葉が盛んに用いられております。この言葉は、年齢、性別、国籍などの違いのほか、個々のあらゆる次元の属性を示しており、女性の積極的な社会進出や人種差別の撤廃などを進めることで、社会的なマイノリティーの立場にある方々を尊重し、多様な価値観を認

めるといった考え方を表しております。

そのような中、ＬＧＢＴＱ、いわゆる性的マイノリティーについても議論される機会が増え、社会的認知度も高まってきております。

ＬＧＢＴとは、レズビアン・女性の同性愛者、ゲイ・男性の同性愛者、バイセクシャル・両性愛者、トランスジェンダー・性自認が身体の性と異なるもの、それぞれの頭文字を組み合わせた言葉であり、ＬＧＢＴＱとは、セクシャルマイノリティー、性的マイノリティーの総称として使われております。

メディア等では、性的指向と性自認の多様な在り方や当事者をＬＧＢＴや性的マイノリティーという単語で表しておりますが、ＬＧＢＴという言葉や表現にも、様々な考え、問題があることから、どちらの単語も適切ではないと考えます。

そこで、性的指向と性自認、ジェンダーアイデンティティーという概念を表す国際的な表現で、ＬＧＢＴＱのみならず全ての方々の性のありように関しての名称であるＳＯＧＩ（ソジ）がありますが、残念ながら浸透していないため、今回の質問で私は、いわゆる性的マイノリティーとされる方々との表現を用います。

なお、ＳＯＧＩ（ソジ）は、ＬＧＢＴＱに代わる新しい性的マイノリティーの総称ではありませんので、ＳＯＧＩの人といった言い方は誤りです。ＳＯＧＩへの嫌悪を理由とした差別や偏見の解消や、ソジハラスメントという使い方になります。

さて、いわゆる性的マイノリティーとされる方々は、厚生労働省やＷＨＯにより、同性愛が治療という概念に該当しない性的指向と医学的に位置づけもされており、株式会社ＬＧＢＴ総合研究所が令和元年に全国の２０歳から６９歳の方々約４２万人を対象に実施したスクリーニング調査によると、ＬＧＢＴ、性的少数者に該当する方は約１０．０％というデータがございます。

平成３０年４月に東京で開催された性的マイノリティーによるパレードイベント、東京レインボープライドには、多くの民間企業や団体を含め約１４万人の参加があり、性的マイノリティーの認知度向上に向けた動きが高まってきております。また、青森市で開催されている同様のイベント、青森レインボーパレードは、今年度で第７回目を数えました。

しかしながら、性的多様性は、当事者以外は気づきにくく、お互いのコミュニケーションが取れていないことは珍しくありません。いわゆる性的マイノリティーとされる方々の存在を抽象的には分かっていても、性の多様性についていまだに偏見があります。

多様な性の一つでしかない異性愛や身体的性別と性自認が一致している方々が当たり前とされてきたことによって、いわゆる性的マイノリティーとされる方々は、社会生活を送ることが困難な場合があり、当事者がカミングアウトしにくい社会であり、生活面で見えない差別もあります。

また、社会の中で、職場や学校で様々な課題にも直面されております。

世田谷区や三重県伊賀市、兵庫県宝塚市などは、同性パートナーシップ証明制度を導入開始するなど、生活を共にする同性カップルを夫婦と同じような関係として認める取組が多くの自治体で広がってきており、青森県弘前市では、令和２年１２月、今月に東北では初の導入予定であります。

文部科学省は、平成２７年４月に、ＬＧＢＴの児童生徒についての配慮を求める通知を全国の小中高校に出しました。そして翌年、平成２８年４月に、性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施についてとして、教職員向けの周知及び研修資料が発出されました。

本市の小中学校での相談体制や人権教育の一環として、ＬＧＢＴＱについての正しい知識を児童生徒が身につけることが必要と考えられます。

偏見や差別から、学齢期にはいじめやからかいの対象となり、将来の職業や生き方のモ

デルとなる先輩の姿が見えないこと、青年期には就職困難や職場でのハラスメント、アウンティング・暴露されたり、住宅入居などでは差別があること、高齢期以降も同性パートナーは病院でも家族として扱われず、法的保障がないことなど、人生全般にわたり生きづらさが付きまといます。

また、小檜山市長の掲げます「マニフェストｎｅｘｔ２０２３」では、「共生社会の浸透　誰もが生き生きと暮らせる社会へ」の中で、「障害のあるなしにかかわらず暮らしやすい共生できる地域社会の構築を進め、さらに国籍・年齢・性別・価値観・宗教の違いを互いに認め合う心のバリアフリーを推進します」とあるように、いわゆる性的マイノリティーとされる方々だけではなく、生きづらさを感じている方々の不安な思いを少しでも軽減・解消し、全ての方々が自分らしく生きられる社会、三沢市にするためにも、しっかりと理解を深め、困難を抱える人には寄り添い、支援をすることが必要と考えます。

そこで、５点お伺いいたします。

１点目は、本市はＬＧＢＴＱ、いわゆる性的マイノリティーとされる方々への配慮をどのようにお考えかお示し願います。

２点目は、本市職員への研修等を通じ、正しい知識と適切な対応の習得や、意識啓発などを行っているのか。また、市民の方からの相談窓口や電話相談などの体制が整っているのかお示し願います。

３点目は、ＬＧＢＴＱ、いわゆる性的マイノリティーとされる方々に係る幅広い理解が広がり浸透するよう、市として市民への広報活動などを推進するなどの施策をする考えがあるのかお聞かせください。

４点目は、パートナーシップ宣誓制度や条例制定についてのお考えはないのかお聞かせください。

最後、５点目、ＬＧＢＴＱ、いわゆる性的マイノリティーとされる方々に対する正しい知識と理解は、差別や偏見、いじめを起こさないために児童生徒の年齢や実態に応じた適切な学習機会を設けることが大変重要でございます。そこで、学校教育現場での取組についてお聞かせください。

以上、５点についてお伺いいたしまして、壇上からの質問を終わります。御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小比類巻雅彦君）　ただいまの舩見昌功議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　ただいまの舩見議員の御質問の行政・福祉・教育問題の第１点目、ＬＧＢＴＱ、いわゆる性的マイノリティーとされる方々への配慮については私から、そのほかにつきましては教育長並びに政策部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと思います。

ＬＧＢＴＱとは、同性愛者、両性愛者、性同一性障害など、性の多様な在り方を示す呼称であり、性の多様性や性的少数者の方々に対し、偏見や差別的な対応がないように人権を尊重し、権利を守る取組が全国の自治体において広がっているところであります。

先進的な事例を見ますと、性別記載例の見直しや市営住宅、市立病院での同性パートナーの対応、コミュニティースペースの設置、トイレ、更衣室の配慮などがあります。

当市におきましては、これまで性的マイノリティーとされる方からの相談等の実績がなく、生活実態についても把握できていないことから、現時点で配慮に係る取組がなされていないというのが現状であります。

今後におきましては、関係団体等から意見を聞くなど情報収集に努め、正しい知識と認識を深める啓発活動を実施するとともに、来年度に改定を予定している男女共同参画計画であるみさわハーモニープランの中で明確に位置づけ、全ての人の人権が尊重されるような社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上です。

○議長（小比類巻雅彦君）　政策部長。

○政策部長（佐々木　亮君）　行政・福祉・教育問題の第２点目、職員研修や意識啓発、相談体制についてお答えいたします。

市職員におきましては、全ての市民の視点に立ち、新たな課題や困難な事例に対しても、固定観念に捉われず行動することが必要であり、性的マイノリティーの当事者への対応につきましても同様で、正しい知識と認識の下に当事者が直面している困難を理解する姿勢がとても重要であると考えております。

職員研修につきましては、昨年１１月に職員を対象とした研修を開催し、約５０名の職員が参加してＬＧＢＴＱに関する理解と意識啓発に努めたところであります。

また、相談体制に関しましては、市民活動ネットワークセンター内において、月２回実施している人権困り事相談所にて９名の人権擁護委員が交代で全ての人権相談に対応しているところであります。

また、人権啓発活動としまして、年２回、市内のショッピングセンター前の街頭において啓発物品の配付や、三沢まつりの中日に人権パレードも実施しているところでございます。

今後におきましても、広報みさわやマックテレビ等を効果的に活用して、人権相談の周知を図りながら市民を対象としたセミナーの開催など、新たな取組についても実施してまいりたいと考えております。

次に、御質問の第３点目、市民への広報活動など、ＬＧＢＴＱ、いわゆる性的マイノリティーとされる方々への支援についてお答えいたします。

現在、当市においては、性的マイノリティーとされる方々への支援が具体化された計画がないことから、来年度に改定を予定している第３次みさわハーモニープランの中に性的マイノリティーとされる方々への支援策を盛り込む方向で準備を進めているところであります。また、支援に当たっては、まずは全ての人が正しい知識と認識を持って理解を深めていくことが必要であり、そのためにも自己啓発や職員研修をはじめ、市民への啓発活動を実施していくことが重要であると考えております。

今後におきましても、性的マイノリティーとされる方々への正しい知識と認識を広めるため、インターネット等を活用して、誰でも気軽に相談できる仕組みづくりや、市民向けのセミナーを開催するなど、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、御質問の第４点目、パートナーシップ宣誓制度や条例制定についてお答えいたします。

パートナーシップに関する制度や条例につきましては、地方自治体が同性カップルに対して、二人のパートナーシップが婚姻と同等であると承認し、自治体独自の証明書を発行するなどの取組であります。これは、法律上の効果を生じさせるものではなく、性の多様性や性的少数者の方々に関する理解と共感を広げることで、生活する上での困り事や生きづらさを解消し、社会参加を促進することが大きな目的となっております。

当市といたしましては、まず多くの方が正しい知識と認識を持てるような啓発活動やセミナー開催などに重点的に取り組んでまいりたいと考えております。その上で、性的マイノリティーとされる方々の実態を把握し、どのような支援が必要であるかを検証して、第３次みさわハーモニープランの中で明確に位置づけ、具体的に取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、性的マイノリティーとされる方々が生活する上で、行政サービスや公共施設の利用、市立病院を受診、入院する際など、様々な場面においての課題を精査しながら、全ての人が制限を受けることなく、お互いに尊重し合い、心も体も豊かに生活できる共生社会の実現に向けて、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻雅彦君）　教育長。

○教育長（冨田　敦君）　御質問の第５点目、学校教育での取組についてお答えをいたします。

学校には、様々な困り感を感じている配慮を要する児童生徒がおります。個々の児童生徒の状況に応じ、学級担任や学年主任のほか、養護教諭、スクールカウンセラー、心の教室相談員等が、児童生徒の求めに応じて教育相談を行い、悩んでいることや困っていることなどを受け止め、よき理解者となるよう最大限に努力しているところであります。

現在は、ＬＧＢＴＱを含む多様な性のことで配慮を要する児童生徒は確認されておりませんが、今後存在する可能性があります。そのような場合は、本人及び保護者の困り感を聞き、学校生活上の配慮すべき事項を確認しながら、児童生徒本人や保護者の心情に寄り添う対応を行い、円滑な学校生活を送れるよう最大限の配慮をしてまいります。

学校における多様な性の理解については、教育活動の中で児童生徒の発達の段階に応じて、道徳、学級活動及び保健体育等の教科を中心に指導しております。現在使用の教科書には、ＬＧＢＴＱ等の言葉は掲載されておりませんが、人権尊重の立場に立った思いやりの心や多様な個性を認め合うことの大切さを学び、いじめや差別を絶対に許さないという気持ちを持つことができるよう、日頃から指導しているところであります。

また、教職員については、今年１月に各学校の養護教諭と保健主事を対象として、ＬＧＢＴをテーマに研究を行いました。研修を受けた教職員が中心となって、校内での周知を行い、相談窓口として対応を図れるよう学校と連携を深めてまいります。

教育委員会といたしましては、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることを第一に考え、学校のみならず、家庭、地域、そして関係機関等との連携を深め、共生社会創生の基盤づくりという視点も大切にして、学校教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻雅彦君）　舩見議員。

○３番（舩見昌功君）　御答弁、ありがとうございました。

全体的に、今までＬＧＢＴＱ、いわゆる性的マイノリティーとされる方々については、配慮等を含め、今後、第３次三沢市のハーモニープランの策定のときに、しっかりと情報収集に努め、策定にしっかりとプランを盛り込んでやっていきたいと強く思いました。

また、人権や困り事相談等でも、まだ相談がないとおっしゃられましたけれども、必ずこのような方々は存在しますし、そのような方々だけではなくて、生きづらさを感じていたり、不安を感じている方々、少しでもその思いを軽減されて、解消されていって、住みやすい三沢市になることを強く思いました。

また、学校現場でも、確認はされてはいないと思いますが、多動とか学習障害の子供も増えております中、そういう児童生徒にも、また、保護者のほうからの相談等も受けやすい学校の教育環境とか雰囲気づくりに努められていただければと思います。

また、市営住宅への入居等につきましても、ハーモニープランのほうで含めて実行されていきたいと思います。

全部においての再質問はございません。

以上です。

○議長（小比類巻雅彦君）　以上で、舩見昌功議員の質問を終わります。

この際、午後１時まで休憩します。

午前１１時２５分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（小比類巻雅彦君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、議長を交代します。

○副議長（瀬崎雅弘君）　議長を交代しました。

それでは、一般質問を次に移ります。

小比類巻孝幸議員の登壇を願います。

小比類巻議員。

○４番（小比類巻孝幸君）　皆さん、こんにちは。

議席４番、市民クラブの小比類巻孝幸です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

はじめに、一般質問の第１点目として、ワーケーション受入れの進捗状況について伺います。

企業では、新型コロナウイルス感染症の拡大予防対策として、テレワークの導入が進んできておりますが、環境省が今年春に、国立・国定公園、温泉地でのワーケーション推進事業を打ち出した背景もあり、休暇と仕事を両立し、柔軟な働き方ができるワーケーションを推奨する企業も増加しております。

この動きを踏まえ、国立・国定公園を持たない多くの地方自治体においても、ワーケーション関連の施策として、補助金、助成金を整備し、誘致を行っています。その内容は、その土地ならではの暮らしを体験できたり、環境活動やボランティアといった企業の社会的責任であるＣＳＲ活動をその地で行うなど、様々な趣向を凝らすことによってワーケーションを観光振興にとどめるのみではなく、移住・定住や企業誘致につなげる意識が強く見られます。

我が三沢市でも、小川原湖湖畔の空き家を利用し、首都圏や大都市圏からの利用者をターゲットにしたワーケーション、テレワーク受入れ事業を検討しておりますが、その事業の具体的な内容と準備状況がいまだ見えてきておりません。

全国的な新型コロナウイルス感染者増加の中で、今すぐの実施は難しい状況ではありますが、適切な時期の実施に向けて、しっかりと準備を整えなければなりません。自粛に疲れ切った都会の人々に足を運んでいただき、三沢市の文化を満喫しながら、仕事も遊びも充実して過ごしていただければ、この三沢市を安心、快適に生活できる地域として強く印象づけることができ、移住や地方拠点進出の場として選んでいただけることにつながると思います。そのためには、三沢市の自治体、受入れ施設、農業、漁業などの地域産業が連携して、この土地ならではの資源を生かしたサービスなど、特色のある受入れ態勢を構築することが必要だと考えます。

そこで、三沢市におけるワーケーション受入れの状況及び活性化に向けての計画についてお伺いいたします。

続きまして、２点目、新産業創造支援センターの活用について伺います。

三沢市所有の新産業創造支援センターは、地域産業の振興を目指し、高度な技術を有する研究開発型企業及び新商品開発事業を展開する企業を支援、育成するため、２０１５年７月に落成いたしました。当初は、先端的炭素繊維複合材料の開発など、航空機産業につながる事業創出が期待されていましたが、令和２年度現在、利用企業は１社にとどまっており、期待されたような結果が得られていない状況です。

炭素繊維複合材料は、航空機の機体などの構造材料のみならず、電子材料や地球規模の問題である温暖化対策につながる省エネルギー分野でも主力となる可能性が高い材料ですが、実用化にはまだまだ研究が必要な未来の材料であり、この開発自体は主要事業として三沢市が今後も長い目で育成していただきたいと思います。

では、なぜこのような魅力のある事業を募集しているにもかかわらず、新産業創造支援センターが活用されないのか。三沢市が今後も産業支援を継続していくならば、その理由をしっかり検証し、利用しやすい環境に改善する必要があると考えます。

新産業の分野は、時代や社会状況によって刻々と変化しており、その支援の形も定期的に見直さなければなりません。

改善点としては、支援・育成分野の拡大が挙げられます。例えば、迅速な整備が必要とされているＩＣＴ分野や、地域の課題となっている廃棄物を未利用資源として活用する事業などに育成分野を広げてはどうでしょう

か。はじめは小さなベンチャー企業であっても、そのイノベーションと将来性を正しく評価して育成することができれば、三沢市の特色産業として育つものと思います。

次に、企業育成体制の再構築が必要だと考えます。企業が新規事業を立ち上げるときのハードルとして、専門知識を持った人材の確保及び研究設備の準備が難しい点が挙げられています。そのため、事業運営や資金確保、特許取得などに精通した民間コンサルタントや、試験・研究能力にたけた基礎研究機関と協定を結んで、新規事業に挑戦するために必要なサポートとなる人的態勢を提供することができれば、挑戦的意識の高い企業にとって大きなメリットとなり、企業が三沢市を選ぶ大きな要因となるはずです。

そこで、新産業創造支援センターの今後の運用計画について、三沢市の考えをお答え願います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（瀬崎雅弘君）　ただいまの小比類巻孝幸議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　ただいまの小比類巻議員の質問のワーケーション受入れの進捗状況については私から、新産業創造支援センターの活用につきましては副市長からお答えをさせますので、御了承願います。

御承知のとおり、ワーケーションとは、仕事、すなわちワークと休暇・バケーションを組み合わせた造語であり、観光地等において、休暇を楽しみながらテレワークをするという新しい働き方のことであります。

当市のワーケーションに関する取組といたしましては、今般の三沢―羽田便の４便化をチャンスと捉え、市の中心街から近いという三沢空港の立地上優位性と小川原湖などの自然や美しい景観を大きなアピールポイントとして、首都圏等の企業に向けて情報発信を行っていく予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、今年度の事業実施は見送ったところであります。

今後の取組方針につきましては、テレワークやワーケーションを行う方の移住・定住促進を図るため、去る１１月４日に庁内の関係部署で組織いたしましたテレワーク等検討グループにおいて、アフターコロナを見据えた受入れ態勢や支援策等について検討することとしております。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症の影響でテレワークが普及し、地方移住への関心が高まっていることから、当市の強みを生かした受入れ態勢や支援策等を検討し、その取組をテレワークやワーケーションを導入している企業や個人事業者等に対して積極的にＰＲしていくことで、関係人口の拡大創出を図るとともに、移住・定住及び企業誘致の促進につなげてまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

○副議長（瀬崎雅弘君）　副市長。

○副市長（米田光一郎君）　新産業創造支援センターの活用についてお答えいたします。

三沢市新産業創造支援センターは、御質問にあったとおり、高度な技術を有する研究開発型企業及び新商品開発事業を展開する企業を支援、育成することにより、当市産業の振興及び地域住民の福祉の向上を図ることを目的に、平成２７年、西暦で言いますと２０１５年に県の所有する旧八戸工科学院三沢校を買い受けて、整備を行い運用を開始した施設でございます。

当センターでは、主に１階部分を地域住民の福祉向上を図ることを目的としたコミュニティースペースとして、２階部分を研究開発型企業及び新商品開発事業を展開する企業を支援、育成するためのインキュベーションスペースとして活用し、航空機産業の集積につながることが期待される炭素繊維複合材料の開発をはじめ、様々な研究開発の利用に供され、これまで合計９社、最盛期には事務室９

ルームのうち８ルームがインキュベーション目的で活用されておりました。

しかしながら、国内における民間航空機産業を巡る情勢は、先般報道されましたように、旧ＭＲＪ・三菱スペースジェットの開発プロジェクトが事実上の凍結に至るなど、国内における航空機産業の新規開拓は非常に厳しい状況となっております。

このような背景から、一時満室状態であった当センターですが、現在の入居は１社３ルームのみの利用状況となっております。御指摘のあったとおり、その有効活用について、早急な対応が今求められております。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、昨今においてはテレワークやワーケーションといった、ＩＣＴを活用した場所に捉われない柔軟な働き方が注目されております。このような働き方は、ワークライフバランスの実現、多様な人材の社会参画、企業の生産性向上、３密を防ぐ新しい生活様式に対応した働き方など、様々な課題の解決に向けた貢献が期待されております。

首都圏から離れ、地方に住みながら仕事ができる環境を創出することによって、若者や女性も含めた人々が地方で活躍できるものとして、政府においても強く推進していくこととしております。

このため、当市では、これまで県に対して実施してきた重点要望について、これまでの航空機産業の集積をはじめとする製造業に特化した誘致活動から、ＩＴ関連をはじめとする多様な業種の企業誘致の促進に切り替えて要望したところであります。

今後は、県からの御協力をいただきながら、テレワーク等を含めたＩＴ系企業の誘致を目指し、その環境づくりに努めていくこととしております。

この取組と併せ、当センターの活用方法についても、使用用途の緩和による利用者拡大を目指し、ＩＴ系企業をはじめとする多様な業種の使用が可能となるように、現在、条例の改廃を含めた検討を行っているところでございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、当センターは県有施設の譲渡を受けて活用しており、当該譲渡契約の際に、使用する用途を限定することによって、減額した上で譲り受けております。このような経緯もあり、当センターの利用方法、いわゆる用途指定を変更するには、県からの承認が必要となりますが、県の御協力をいただきながら協議を重ね、その活用方法が時代に合ったものになるよう、可及的速やかに検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○副議長（瀬崎雅弘君）　小比類巻議員。

○４番（小比類巻孝幸君）　御答弁ありがとうございました。

まず第１点目、ワーケーション受入れの進捗状況についてですが、２点お伺いしたい点がございます。

１点目は、ワーケーション受入れ、今年度は見送った上で１１月４日、テレワーク検討グループを発足して、再度、今これからの時代に合ったテレワークの受入れを検討しているというお話でしたけれども、その中で１点目、その受入れの場所、三沢市として今年度計画していたところは、私の質問でもあったように小川原湖湖畔を中心としたということだったとちょっと私は理解しているのですけれども、そこを考えているのか。

私としては、やはり大都市圏から来る方々、三沢の駅に降り立った時点で、地方に来た、田舎に来たという雰囲気があると思うのです。ですので、できれば三沢の駅周辺ですとか、市街地ですとか、三沢市の中でも利便性が高いところでのワーケーションをやっていただくような方向、そういう場所も提供できるような方向で検討していただければ、自然豊かなというキーワードあるのですけれども、やはり仕事をするときには利便性も必要だと。いろいろなパターンを用意していただければいいなと思います。そういう場所の検討はどのようにされているのか。

もう一つ、三沢市を選んでもらう。ほかの地域と同じような補助金ですとか、お金だけでは三沢市を選んでもらえないと思います。

やはり三沢市のプレミアム性向上のためには、例えば三沢に来れば、物すごく三沢には多様な温泉の泉質の温泉施設があります。そういうところのパスを出して、温泉巡りができますよとか、例えば仕事を終わった後に、ワーケーションが終わった後にＣＳＲ活動など、非常に活動的な、三沢のために貢献してくれるようなワーケーションをしてくれた会社には、三沢の物産品、長芋ですとかニンニクですとか、今ホッキ貝も安くて困っていると、生産者が困っていると、そういうものも活用してお土産をどんと送ってあげる。そうすると、行っていない企業の方々も、三沢について非常に関心を持ってもらえるのではないかと思います。そういう、ちょっと田舎的な人の付き合い、そういうことができるような施策もあると思います。

いろいろ検討していただきたいと思いますけれども、そういう三沢市のプレミアム向上のための施策、何を考えているのか。ちょっとこの２点についてお答えいただきたいと思います。

○副議長（瀬崎雅弘君）　答弁願います。

政策部長。

○政策部長（佐々木　亮君）　ただいまの小比類巻議員の質問２点についてお答えしたいと思います。

まず、１点目の受入れの場所についてということですけれども、先ほど市長の答弁にもございましたように、今年度中止になりましたけれども、小川原湖の周辺ということを想定しておりました。

今後につきましては、移住希望者とか、あとワーケーションを希望する様々な人のニーズに対応できるように、小川原湖畔に限定せず、議員のおっしゃる駅周辺、あとそれから空港、中心街などの候補地も含めて、テレワーク等検討グループにおいて、その受入れ態勢とか環境整備に力を注いでまいりたいと考えております。

あともう１点目、三沢のプレミアム性向上のために取り組む。例えば温泉チケットというお話でございました。

もちろん、三沢市の強みであるものは、温泉、それから地場産品、あと国際交流イベント、それから太平洋とか小川原湖、自然を生かした取組が可能なのかなと考えております。これらを活用しながら、温泉チケットの配付も含めて三沢らしい支援策について、先ほどのグループで一生懸命検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（瀬崎雅弘君）　小比類巻議員。

○４番（小比類巻孝幸君）　三沢のイメージアップ、また、それが移住・定住、企業誘致につながるように、よろしくお願いいたします。

次に、新産業創造支援センターの活用について再質問させていただきます。

今、副市長の御答弁のとおり、炭素繊維複合材料の開発、これを新しいものに転換していくというのは非常に難しいと、県のほうの理解も必要だというお話でした。

私は、それは堅持して、そのまま私の質問の内容にもあったように、これから伸びる分野です。ですので、それはそのまま保持しておいていただきたい。それからどのように広げることができるかというのが、やはり受入れ企業を増やす、また三沢市の産業の分野を増やす、それがそのためになると思いますので、ぜひ目的を堅持した上で広げる。

広げるというところで今お話があったのは、ＩＴ企業を受け入れる方針ということを言っていただきました。やはりその企業をただ受け入れたいといっても、ＩＴ系の企業って、実は会社屋がなくても働く人がいれば、要はその人の家でネットがつながったコンピューターがあれば、ソフトウエアでも何でも、情報処理でもできてしまう。それがなぜ三沢の新産業創造支援センターを使わなければいけないのか。そこの重要性、そこがなけ

れば選んでもらえない。

私は、先ほどから言っているように、試験研究ですとか、情報系企業でも新しいことをやろうとしたら試験研究が必要になります。そのときの理工系の、例えば研究ができる大学の先生とか、特許を取るときのアドバイスをしてくれるコンサルタントですとか、そういうのが万全に用意されていますよと、ここ利用してくれれば、その利用費でそういう人たちを紹介してあげることができますよと、また、製品化の研究費ですとか、製品化に対する費用、これは例えば三沢市で少しばかりの補助金を出したところでどうにもならないような額ですけれども、先ほど言ったように、産・産業、行政の官、あとは大学研究機関・学、この三つが連携すれば、様々な国の何千万単位、億単位の補助金を獲得することができます。

やはりその態勢をこのセンターで整えることによって、企業も進出してきやすい、進出してこようと選べるところになると思います。

ですので、ちょっと三沢市がその事業を拡大しようとするときに、その事業に参加していただける企業体もしくはその研究組織、今どういうものを整備できているのか。また今、これからどういう態勢を取れるのか、ちょっとそこの見通しをお伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○副議長（瀬崎雅弘君）　答弁願います。

副市長。

○副市長（米田光一郎君）　小比類巻議員の再質問にお答えいたします。

この当センターの活用のために、産・官・学の連携が必要だと、そういう態勢があるのかということでございますが、平成２８年７月に、八戸工業高等専門学校と連携協定を結んでおります。その協定がまだ有効でありますので、その中で三沢市のほうからこういうのをやってほしいということがあれば、前向きに検討していただける状況にあります。

それと、平成３０年３月に、八戸学院大学及び八戸学院大学短期大学部とも包括的な連携協定を締結しております。こちらは、産業に特化したものではございませんが、中で有する治験とか研究開発の成果があれば、三沢とも共同してやっていけるように協定上になっておりますので、これらを活用しながら今後もやっていきたいし、また、ほかの研究機関からもオファーがあれば、積極的に受け入れたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（瀬崎雅弘君）　以上で、小比類巻孝幸議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。奥本菜保巳議員の登壇を願います。

奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　日本共産党奥本菜保巳でございます。

それでは、農業問題、福祉問題、教育問題について、順を追って一般質問をさせていただきます。

まず第１の質問、農業問題について伺います。

今日、地方の１次産業における農業の現状は、これまで農産物の自由化を進める国の政策により、農業が膨大な影響を受け、農業就労人口の減少、高齢化、担い手・後継者不足など、多くの課題を抱えることになりました。

農業の問題は食の問題でもあり、人間は食べなければ生きていけないことから、命を守る大切な産業です。そして、地域の経済や雇用、コミュニティー、多面的機能を持ち、自然環境を維持する側面もあります。

三沢市においても、基幹産業である農業を持続・発展させるために、課題解決にさらなる取組が必要であると考えます。

国や県では、様々な農業への振興策、支援策が掲げられております。政府は、ＴＰＰ、ＦＴＡ、ＥＰＡ、ＲＣＥＰなど、自由貿易協定による影響を鑑み、安い農産物の輸入拡大、関税削減による価格競争への対策とし

て、農地の集約化、農業の大規模化や法人化を推進する政策を打ち出しております。

また、米の消費の減少による米余りから、減反政策を推し進め、米農家が経営を続けていけない状況も生まれています。米の余剰分は、本来、価格保障で守るべきであり、コロナ禍でさらに米が余っている中でも、アメリカからミニマムアクセス米を輸入するという政府の対応には、納得がいきません。

日本では、家族農業や小規模農家が主流です。幾ら大規模化を進めたとしても、農地面積ではアメリカなどの広大な面積を持つ大規模農家に太刀打ちできるわけがありません。安い農産物が大量に輸入されれば、作っても採算が取れず、ますます農業離れに拍車がかかるのではないでしょうか。しっかりと対策を取らなければならないと思います。

自国の農業を守ることは、安全保障の観点からも、食料主権の観点からも、当たり前のことではないでしょうか。

国連では、持続可能な農と食の在り方を実現するために、２０１９年から２０２８年を「家族農業の１０年」とし、家族農業を家族労働力を主体とする農林水産業と定義しています。家族農業は、世界の農場数の９割を占め、食料の８割を供給しており、資源エネルギー効率性が高いことが分かってきました。日本でも、家族農業が全体の９７％を占めています。

コロナ禍で食料のグローバルサプライチェーンが寸断され、農産物の輸出規制も行われました。マスクや人工呼吸器と同様に、命をつなぐ食料も、国内で生産する必要性を多くの人が再確認されました。このことからも、家族農業、小規模農家を守り、担い手・後継者を増やし、農業就労人口を継続的に確保していかなければなりません。

以上のことを踏まえ、次の４点について当市の見解を伺います。

１点目、三沢市の農業就労人口の推移について伺います。また、認定農業者以外の兼業農家等の農業者数はどのようになっているか。農業就労人口の確保に向けて、当市はどのような取組を行っているのか伺います。

２点目について伺います。

生産過剰等による主要野菜の暴落や、コロナ禍の影響等により、農業収入が減少した農家の方々に対し、支援が今求められています。

お隣の十和田市では、昨年、主要野菜の暴落により、農家の皆さんが窮地に立たされたときに、十和田市独自に、共済などの保険をかけている、かけていないにかかわらず、一律の支援金を給付する主要・重要野菜再生産緊急支援事業５，０００万円の予算を組んだとお聞きしました。

三沢市としても、今後、このような事態があった場合には、支援事業に取り組むべきと思いますが、当市の見解について伺います。

３点目について伺います。

これまで、先人たちが培ってきた三沢市の農業を次世代に引き継ぎ、発展させるためには、担い手を育てることが鍵になってきます。新規就農者の確保に向けた事業が必要です。

十和田市では、独自に担い手を確保するために、移住・定住就農支援事業に取り組んでいます。市外からのＩターン、Ｕターン等で移住してきた青年就農者や、地域の営農講師らに家賃の一部を補助する事業となっています。三沢市としても取り組むべきと思いますが、当市の見解を伺います。

４点目について伺います。

独立して農業経営者に挑戦する青年就農者を応援するため、農業機械またはパイプハウス等を導入するための経費の一部を補助する新規就農者農業機械等導入支援事業を創設するべきと思いますが、当市の見解を伺います。

次に、福祉問題の介護保険事業について伺います。

超高齢化社会の到来により、２０２５年問題として、団塊の世代が７５歳を迎えることにより、医療や介護が必要となる高齢者が増

えることが見込まれています。介護保険制度は、高齢化が進むことで、誰もが安心して必要な介護を受けられるよう平成１２年にスタートしました。それから２０年、今日の介護保険制度は、根本的な改善が必要な制度になっています。

介護サービス利用者の増加に伴い、２０１８年８月から、サービスの自己負担割合が所得に応じて１割から３割となり、差額ベッド代や食費代等は実費になっています。また、介護保険料は、３年ごとの改定で上がり続けています。

多くの高齢者の皆さんが、実質下がり続けている年金から上がり続けている保険料を天引きされているわけですから、暮らしていけないという声が上がっています。

介護が必要になった場合でも、特別養護老人ホームへの入所は、介護認定が要介護３以上でなければ利用できず、自宅での介護となり、精神的にも経済的にも、家族の負担が重くなっています。老々介護や、親の介護をするために仕事を辞めざるを得ないなど、高齢化が進む中で、介護の問題は深刻な社会問題化しています。

本来、誰もが安心して老後を送れる、必要に応じて介護が受けられる介護保険制度であるべきだと思います。

そこで、次の３点について伺います。

１点目、三沢市の介護保険事業の取組はどのようになっているのか、その現状と課題について伺います。

また、要介護１から５の認定者数と要支援等の総合事業対策者数の推移について、予防事業の取組と成果について、老人施設等への入所待機者数について伺います。

次に、介護保険事業の２点目について伺います。

２０２１年に改定となる、２１年から２３年度までの第８期介護保険事業計画を策定する中で、介護保険料についても算定されると思いますが、来年度の保険料の見込みはどのようになるのか伺います。

次に、３点目について伺います。

年金など収入が少ないことにより、介護保険料の負担が重く、保険料が払えず、やむなく滞納せざるを得ないケースがあります。減免、免除する制度が必要であると思います。

１年間の年金額が１８万円未満の方々は、通帳からの天引きではなく、特別徴収、振込用紙での支払いになります。また、無年金でも保険料を払わなければなりません。本来であれば、生活保護に移行すべきところですが、受けずに生活しているケースもあります。困窮している状況があれば、減免・免除制度を進めるべきと思いますが、当市の取組について伺います。

次に、教育問題として、独り親世帯、低所得者世帯への支援策について伺います。

昨今、子供の貧困、独り親世帯の貧困の問題が社会問題として取り上げられ、国でもその対策に乗り出しています。厚労省が発表した平成２８年国民生活基礎調査によると、日本の相対的貧困率は１５．６％となり、７人に１人が貧困状態にあると言われています。その１５．６％のうちの半数が独り親世帯であると言われています。

この問題は、放置することはできない状況になっています。子供には、親の経済的事情に関係なく、教育を受け、生活する権利があるはずです。

また、昨今、国も子供の貧困がもたらす社会的損失が４２兆９，０００億円にも及ぶことへの影響を鑑み、貧困の連鎖を断ち切るために、独り親世帯、低所得者世帯に対する支援策を打ち出しています。

コロナ禍における独り親世帯への支援として、国は子供１人に５万円、２人目から１人につき３万円を支給しましたが、さらに２回目の支援として、収入が減り年を越せないという声に応え、１２月中にも給付される見通しと報道されました。

このように、独り親世帯、困窮している世帯の子供たちをしっかりと支える支援策が行政に求められています。そこで、支援策の一

つとして、私立高校に通う独り親世帯、低所得者世帯の高校生に対し、入学準備の支度金や高額な交通費、スクールバス代などに対し助成する事業を立ち上げるべきだと思います。

小学校・中学校では、就学援助制度があり、保護者の所得により入学準備金や学用品費、給食費、修学旅行費などの支給がありますが、高校生に対しては手薄になっているように感じています。高校は県の所管であり、高校生等奨学給付金という教育支援制度がありますが、対象は生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯のみが対象となり、かなり限定的となっています。

私立高校への交通費は、スクールバスを利用すると往復で年間１１万８，０００円から１４万８，０００円と、高額で大きな負担になっています。ある独り親世帯の方が、スクールバス代が本当に大変だと嘆いていました。また、バス代を滞納している独り親世帯の方もいるとお聞きしました。そうなると、私立高校では、３か月未納の場合、払わないと来年進級できませんよと保護者にすぐに連絡が行くそうです。

親の事情は、子供に責任はありません。親の経済的事情で中退を余儀なくされてしまうのは、あまりにも理不尽ではないでしょうか。このように支援を必要としている方々への助成事業を創設すべきと思いますが、当市の見解を伺います。

以上をもちまして、壇上からの一般質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（瀬崎雅弘君）　ただいまの奥本菜保巳議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　ただいまの奥本議員御質問の農政問題についての第１点目、三沢市の農業人口の推移については私から、そのほかにつきましては担当部長からお答えをさせますので、御了承を願いたいと存じます。

公的な統計資料であります農林業センサスにおける農業従事者数につきましては、平成１２年では３，１２０人となっておりましたが、平成２７年では１，４５０人と減少の一途をたどっており、平成１２年との比較では、１５年間で半分以下にまで減少している状況であります。

また、同調査における兼業農家の戸数につきましては、平成１２年の時点で、総農家数１，１７１戸に対し８３１戸でありましたが、平成２７年では、総農家数６１５戸に対し３４３戸となっており、こちらも１５年間で半分以下に減少しております。

市では、安定的な営農が継続できるよう、各種公的支援を受けやすい認定農業者への移行を促しておりますが、兼業農家に対しましても経営所得安定対策や担い手育成総合支援事業等、できる限りの支援を行いつつ、当市の農業者数の維持と減少に対する歯止めを図っていくこととし、併せて新規就農者の掘り起こしと農業法人等の新規参入の促進を進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

○副議長（瀬崎雅弘君）　経済部長。

○経済部長兼新型コロナウイルス感染症対策支援室長（関　敏徳君）　農政問題の第２点目、昨年の主要野菜の価格暴落に対する農家支援についてお答えいたします。

令和元年度においては、一部の野菜において豊作による過剰在庫等による価格の低迷が生じましたが、米類であれば農業共済組合、野菜類であれば農業協同組合の青果物価格安定共助会・基金協会による補填など、それぞれのセーフティーネットにより農家を支援することとなっており、これらの対策により昨年の価格低迷については対応されたものと考えております。

野菜価格は、その年ごとに上下動があり、見極めが非常に難しいことから、農業協同組合等の関係団体と協議し、支援を要するか調査の上で、必要があると判断される場合は、

市による行政支援も検討してまいりたいと考えております。

次に、第３点目、農業の担い手確保についてお答えします。

市外、県外からのＩターン、Ｕターン等による移住者に限らず、新規就農者につきまして、補助要件を満たす者であれば、国による農業次世代人材投資事業の補助で、年最大１５０万円の助成金を最長５年間支給しております。

新規就農者がアパートや貸家に移住する場合の家賃補助について、現在、当市では支援は実施しておりませんが、住居を新築する場合や中古住宅を購入した場合など、市の住宅取得支援事業補助金やリフォーム等事業費補助金などの各種助成を活用していただくことで、住まいの確保に向けた支援を行っていくことは可能であると考えております。

今後につきましては、関係各団体等から現状調査の上、市外、県外からの就農希望者の把握に努め、市独自の家賃補助等の助成について検討してまいりたいと考えております。

次に、第４点目、新規認定就農者が農業機械またはパイプハウス等を導入するための経費の一部を助成する事業についてお答えします。

農業機械の取得やパイプハウスの整備等については、国及び県からの補助金で、その費用の一部を助成する事業を既に行っております。これらの補助は、新規就農者も対象となり、新規就農者の営農計画の内容に応じ、必要が認められれば助成することは可能であります。

近年は、スマート農業という概念が示され、ＩＴ技術を駆使した新たなニーズも生じていることから、市としましては関係諸団体と協議して、新規就農において必要とされる支援内容を調査の上、各種助成など独自の支援についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（瀬崎雅弘君）　福祉部長心得。

○福祉部参事兼福祉部長心得兼生活福祉課長（篠田浩一君）　福祉問題の第１点目、当市における介護保険事業の現状と課題についてお答えいたします。

当市の介護保険事業は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことを可能とするため、十分な介護サービスの確保のみにとどまらず、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指しております。地域包括ケアシステムの構築に当たっては、三沢市高齢者福祉計画第７期介護保険事業計画に基づき、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援、介護予防サービスの体制整備の三つの施策に力を入れて取り組んでいるところでございます。

当市の要介護１から５の認定者数でございますが、平成２９年度末現在１，４５９人、令和元年度末現在１，３８７人と減少しており、要介護認定の適正化が図られているものと考えております。

また、要支援等の総合事業対象者は、平成２９年度末現在４２８人、令和元年度末現在６１４人と増加しており、要介護状態になることを予防する総合事業につなぐことができた結果と考えております。

次に、当市の予防事業の取組についてでございますが、高齢者の生きがいづくり活動の場となる寺子屋など、集える場への支援のほか、筋力トレーニングや調理実習などを行う健康づくりと、介護予防を目的としたからだぴんぴん教室を開催しております。また、コロナ禍においても、自宅で安心してできるストレッチや筋力トレーニングなどをマックテレビを活用し、番組として放送しているところでございます。

次に、特別養護老人ホームの待機者数につきましては、１０月末現在１３名となっており、介護施設の増設等の逼迫した状況にはないものと考えております。

いずれにいたしましても、今後も高齢化が

進む状況であることから、なお一層の介護予防への取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、福祉問題の第２点目、来年度の介護保険料の見込みについてお答えいたします。

介護保険料は、介護保険事業計画に基づき算定を行っており、来年度の保険料につきましては、現在策定作業中の三沢市高齢者福祉計画第８期介護保険事業計画に基づき算定されることから、介護保険料の見込みにつきましては、現時点では言及できる段階ではございません。今後、介護保険事業計画を策定する中で、当市の実情に応じた介護サービスと、それに必要な給付費等を算定し、適正な保険料の設定に努めてまいりたいと考えております。

次に、福祉問題の第３点目、当市における介護保険料の減免・免除制度についてお答えいたします。

介護保険料の減免につきましては、納付義務者等が災害により著しい損害を受けた場合、また、失業及び疾病により著しく収入が減少した場合など、一定の基準に該当し生計が困難であると認められるときには、条例に基づき減免を行っているところでございます。

また、基準に該当されない方でも、随時納付相談を受付しており、実情に応じた分割納付につなげているところでございます。

福祉問題については、以上でございます。

次に、教育問題についてお答えいたします。

経済的な理由によって、就学が困難と認められる学齢児童またはその生徒の保護者に対し、学校教育法第１９条において、市町村は必要な援助を与えなければならないとされており、当市では三沢市要保護・準要保護児童生徒援助費支給要綱に基づき、小学校及び中学校の就学が困難と認められる児童または生徒の保護者に対し必要な援助を行う、いわゆる就学援助制度を実施しているところでございます。

この就学援助制度は、学用品費、学校給食費など、学校生活に係る費用の一部を援助するものでございますが、当市においては高校入進学時に活用できる当該制度はなく、青森県が授業料を支援する制度として、高等学校等就学支援金を実施し、高校生を持つ保護者の経済的負担への支援をしているところでございます。

また、授業料以外の教科書費や教材費など、保護者の教育費の負担軽減を図るため、これらの経費について給付する奨学のための給付金のほか、学業、人物が優れているにもかかわらず、経済的理由により就学が困難な生徒に対しまして、貸与型ではありますが、高等学校等奨学金など、各種支援制度がございます。

さらには、本年度からは、高等学校等就学支援金の制度改正により、支援金の支給上限額が引き上げられ、年収５９０万円未満の世帯であれば、授業料が実質無償化となり、私立高校等に通う生徒への支援が手厚くなったところでございます。

このほか、独り親世帯には、授業料以外の学校生活に係る費用にも充てることができる母子父子寡婦福祉資金貸付制度があり、貸付けに係る利子は無利子で、返済期間については２０年以内となっており、これまでも学用品費や就・通学費などに充てるなど利用されてきております。

いずれの支援制度も、私立、国公立を問わず支援の対象となりますので、当市といたしましては、まずはこれらの制度を活用していただくことで、独り親世帯や低所得者の経済的負担の軽減につながるものと考えております。

以上でございます。

○副議長（瀬崎雅弘君）　奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　御答弁ありがとうございました。

それでは、質問順に再質問をさせていただきたいと思います。

まず農業問題なのですけれども、今回の１

点目のところで、やはり大幅に農業就労する人口が、本当に危機的状態にあるのではないかと感じました。これは何としても全力で、市としても全力を挙げて取り組まなければならない事態だというふうに思います。

私は今回、この１点目については再質問はありません。

２点目、３点目、４点目なのですが、これは主に農業者に対する支援策です。

なぜ私は今回、農業問題を取り上げたかといいますと、農業者の方が声をかけてきていただきましたけれども、昨年は暴落して本当に大変だったのだと。そのときに、共済とかいろいろ保険かけてる人たちもいますけれども、それはかけた人に聞いたら、ちょっと微々たるものだったということで。

それで、十和田では、先ほども言いましたけれども、この制度、重要品目に対して一律に５，０００万円という予算を組んで、保険をかけている、かけていないにかかわらず支援したのだと。何で三沢はやらないのだと。

何で三沢はやってくれないのだという声を私は受けまして、様々な支援策はどうなっているのかなとホームページを、三沢のホームページ、そして十和田市のホームページ見ました。そうしましたら、本当に先ほど担当部長が、まずいろいろＪＡとか国のそういう支援策があるというふうに人ごとのようにおっしゃってましたけれども、十和田市はこの事業の紹介についてといって１１事業、これは県も国も全部ですけれども、こうやってホームページにしっかりと詳しく受けられる事業をこうやって掲載しています。また、十和田市独自にこの四つの事業も立ち上げているのですね。

先ほども私が提案したのは、全て十和田でやっていることです。さらに農業用ドローンオペレーター育成支援事業、これも独自にやっているそうです。おいしい十和田野菜の健康な土づくり事業とか、これは独自の支援策だそうです。こういう取組が、なぜ三沢ではやってないのかなと、そういう思いで質問をさせていただきました。

今、農家の皆さんの農業の実態をしっかりと調査するというふうにおっしゃっていましたけれども、これは今までどのようにされていたのでしょうか。具体的にお願いします。

○副議長（瀬崎雅弘君）　答弁願います。

経済部長。

○経済部長兼新型コロナウイルス感染症対策支援室長（関　敏徳君）　ただいまの再質問の状況についてどのように調査していたかということですが、市のほうといたしましては、ＪＡおいらせの農協等、また、改良区等の方々からいろいろ意見等を聴取しまして、今までは調べてきております。

農業というのは、各地域において作付状況や経営状況も違うところはありますが、また、それに伴う課題等も地域の特性というのがございます。

今後は、近隣市町村の様々な支援策というのもありますので、調査・研究して、当市に最も必要な支援策を今後検討してまいりたいと考えております。

○副議長（瀬崎雅弘君）　奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　御答弁ありがとうございました。

期待しておりますので、ぜひ農家の皆さんの生の声を直接聴いて、ぜひとも農業が発展、持続発展していくように、力を全力かけてやっていただきたいと思います。

次に、福祉問題１点目について。

やはり介護保険事業というのは、大変な現状、制度自体にもいろいろな課題があります。今、大変、自宅で介護しているという方が増えつつあるのではないかというふうに思います。

そういう中で、１点目なのですが、特別障害者手当というこの制度、これはなかなか障害者とついているので、介護とは関係ない制度なのかなと思いきや、実は介護認定４、要介護４、５の高齢者の方が申請できるというふうになっているそうです。特別障害者手当は、精神や身体に重い障害があって、常に特

別な介護を必要とする人に支給される制度です。これは、障害者の手帳がなくても受けられるというふうになっております。グループホームとか在宅型有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅に入居していても対象になるということなのです。

この手当は国の制度ですけれども、ほとんど知られていない制度で、やはり三沢市としても、自治体としてこの制度を十分に活用する必要があると思うのですけれども、この周知を図るべきと思いますが、それについて御答弁をお願いします。

○副議長（瀬崎雅弘君）　答弁願います。

福祉部長心得。

○福祉部参事兼福祉部長心得兼生活福祉課長（篠田浩一君）　奥本議員の再質問についてお答えいたします。

先ほど特別障害者手当のお話がありました。その周知についてでございますが、まず特別障害者手当は、身体や精神に著しく障害があって、さらに日常生活において常時特別の介護を要する在宅の方に支給されるものでございます。その支給要件でございますが、政令で定められております障害程度の基準のほかに、本人や扶養義務者に対しても所得制限などがございます。

このように、必ずしも要介護４と５の方が直ちに支給になるものではございませんが、しかしながら障害者手帳がなくても申請が可能であるということでございますので、現在の周知方法といたしましては、総合社会福祉センターに備え付けてありますパンフレット、そして市のホームページのほうで御案内してございます。

今後につきましても、それ以外のどのような周知方法が適切で効果的であるのか、検討をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（瀬崎雅弘君）　奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　御答弁ありがとうございました。

ぜひこの制度、大変自宅で介護している方々の精神的にも経済的にも本当に負担が重いです。ぜひともこの制度を周知徹底させていただきたいというふうに思います。

次に、福祉問題２点目なのですけれども、来年度、８期の保険料の見込額、今現在は策定中ということで、まだ確定していないので答えられないというお話でした。

私が申し上げておきたいのは、上げるべきではない。これまで三沢市では、３年ごとに毎回引き上げられてきました。少ない年金から保険料の天引きで暮らしていけない、こういう高齢者の声が本当にあります。もう限界に来ています。

介護保険料を上げないための方策としては、介護予防と質の高いデイサービスで元気な高齢者を増やすこと、そしてまた、国の消費税１０％の引上げによって、低所得者への軽減措置として国の一般会計から繰入れをしているわけです。ですから、市としても、地方消費税交付金から繰入れをし据え置くこと、国に対し、国の負担分を引き上げることを求める、これは必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（瀬崎雅弘君）　答弁願います。

福祉部長心得。

○福祉部参事兼福祉部長心得兼生活福祉課長（篠田浩一君）　再質問についてお答えいたします。

介護保険料、上げるべきではないとの御質問でございますが、次期の介護保険につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、現段階では策定中ですので、言及できる段階ではございませんが、しかしながら今後におきましても、介護保険料の所得段階を１４段階といたしまして、さらに保険料率の割合を細分化するなどいたしまして、低所得者世帯の負担軽減に対して可能な限り配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（瀬崎雅弘君）　奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　ありがとうございました。

それでは、次に福祉問題の３点目について再質問させていただきます。

先ほど、災害による失業とかで大変収入が減少した場合に減免があると、こういう制度があるというふうなお話でした。今必要がない場合でも、減免の要件に合致したときにすぐに申請できるように、これもやはり周知徹底が必要だと思うのですけれども、周知方法はどのようにされているのでしょうか。

○副議長（瀬崎雅弘君）　答弁願います。

福祉部長心得。

○福祉部参事兼福祉部長心得兼生活福祉課長（篠田浩一君）　再質問にお答えいたします。

減免についての周知方法でございますが、これにつきましては、介護保険料の減免に対する周知を納付通知書の裏面に記載しております。そして、納付通知書を送付する際に、介護保険料の説明パンフレットを同封して、それによってお知らせしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（瀬崎雅弘君）　奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　ありがとうございます。

次に、再々質問させていただきたいのですけれども、今は減免制度があるということで条例に載っていますが、この当市の減免というのは、やはり震災・風水害・火災などで損害を受けた方、世帯主が死亡したこと、重大な障害を受け、もしくは長時間入院したことにより収入が著しく減少したこと。本当に限定的な、突発的な不測の事態に陥って収入が減少したという場合に減免を受けられるということなのですけれども、実は全国を見渡すと、他の自治体では、川崎市ですけれども、生活困窮減免、低所得者により生計が困難であるという減免制度がありまして、２段階から４段階までが対象になります。

これはやはり当市は、その生活困窮減免というのはありません。なかなか、第１段階が生活保護で第２段階は八十何万円とか、要件がいろいろあるわけなのです。その中で払えないという方も中にはいるのです。そういう方たちに、滞納になっていると思うのですが、こういう生活困窮減免というのを、事情を知らせてもらって、その事情に合わせて減免すると。これを自治体でやっているところもありますが、これは必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（瀬崎雅弘君）　答弁願います。

福祉部長心得。

○福祉部参事兼福祉部長心得兼生活福祉課長（篠田浩一君）　奥本議員の再々質問、生活困窮減免ですか、それについてお答えいたします。

当市におきましては、先ほどから申し上げておりますが、所得段階を１４段階と細分化しております。国が示している介護保険料の所得段階は、基本が９段階でございますけれども、当市ではさらに細分化して、１４段階と階層を多く設定することによりまして、低所得者に対する負担を軽減することに対して配慮しているところでございます。

しかしながら、保険の支払いが苦しいとの御意見がございますので、他の自治体では生活困窮減免を行っているところもございます。今後につきましては、様々な意見を拝聴しながら調査・研究して、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（瀬崎雅弘君）　奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　ありがとうございました。ぜひとも、生活困窮減免、低所得者により生計が困難、こういうケースで減免制度ができることを期待しております。

次に、教育問題について再質問させていただきたいと思います。

御答弁の中で、国・県の様々な高校生に対する補助事業、支援の制度を御紹介いただきました。

今年４月からは、私立高校の授業料が実質無償になっているということで、また、高校生等奨学給付金という返済不要の支援制度が

あります。入学準備にも交通費にも利用できる、使い勝手のいい制度になっております。保護者が災害や失職、倒産などに遭った場合に受けられる、家計急変への支援という制度もあります。

援助を必要とする家庭にとっては、本当に助かる制度だというふうに思いますが、これは国・県の事業なので、なかなか市として広報されているのかなというところが思いますが、その点がちょっと疑問符なのですが、この制度、教育委員会は中小ですけれども、そういう部分で高校生に対するこういう制度、これはどのように周知されているのでしょうか。

○副議長（瀬崎雅弘君）　答弁願います。

福祉部長心得。

○福祉部参事兼福祉部長心得兼生活福祉課長（篠田浩一君）　再質問についてお答えいたします。

様々な支援制度がございますが、その周知方法、まず母子父子寡婦福祉資金につきましては、対象となる世帯に対しましてパンフレットを配付、そして制度の内容を説明するなどして周知を図っております。

そのほかの高等学校等就学支援金、そして奨学のための給付金などの支援制度につきましては、高校就学前に青森県の教育委員会から市の教育委員会を通して各学校へ案内されているとのことでございます。

以上でございます。

○副議長（瀬崎雅弘君）　奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　御答弁、ありがとうございました。再々質問させていただきたいと思います。

本当にいろいろな制度があって、無利子の貸付けとか、様々支援制度はあるのです。けれども、実はこれらの制度は大変条件が狭くて、受けたくても受けられない方々も出てくるような内容になっていまして、私は県の担当のところに電話しまして、高校生等奨学給付金、要件とかいろいろ伺いました。生活保護世帯と住民税所得割非課税の世帯で、これはちょっと税務課のほうに行って調べたら、大体の年収が２００万円あたりがボーダーラインになっているのだそうです。

小中の就学援助制度というのは、これまで受けてきたと。ところが、高校に行ったら受けられない。こういうふうな事態もあります。

貸与の奨学金ということになると、保証人が必要であったり、あと生活困窮してますから、税金も滞納している、そういう場合には受けられません。

今、御答弁にあったように、国と県がほぼ行っています。三沢市独自に、三沢の子供たちです。子供ですよ、三沢の。子供たちへのこのこういう制度はないのです。

三沢版高校生等就学給付金を創設して、例えばスクールバス代、本当に高額です。こういうところにも活用できるような、これを創設する必要があると私は思いますけれども、このことを質問して、私の質問を終わります。

○副議長（瀬崎雅弘君）　答弁願います。

福祉部長心得。

○福祉部参事兼福祉部長心得兼生活福祉課長（篠田浩一君）　それでは、再々質問についてお答えいたします。

市独自の助成事業についてはございません。先ほども申し上げましたが、様々な支援制度がありますので、まずはそちらを活用していただきたいと思います。

また、県で行っている支援制度のほかに、社会福祉協議会で実施している教育支援資金というものがございます。これは貸与型ではございますが、無利子で返済期間が２０年、さらに保証人が要らないというものでございます。総合社会福祉センターに御相談いただければ、社会福祉協議会のほうにつなげるなどの支援をしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、私立高校のスクールバスに係る費用だけではなくて、他の公共機関を利用されている県立に通われている方もいますので、それらの公平性を図って

いく必要があると考えておりますので、それらの課題を踏まえまして、今後、調査・研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（瀬崎雅弘君）　以上で、奥本菜保巳議員の質問を終わります。

○副議長（瀬崎雅弘君）　本日の日程は、以上で終了いたします。

なお、明日も引き続き、市政に対する一般質問を行います。

本日は、これをもって散会します。

御苦労さまでした。

午後　２時１９分　散会